

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年9月7日（平成29年（行情）諮問第361号）

答申日：平成30年5月15日（平成30年度（行情）答申第56号）

事件名：「国連PKO（UNMISS派遣施設部隊への新任務付与：スマレUNMISS SRSG代行への説明結果概要）（第1329号）ほか」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国連PKO（UNMISS派遣施設部隊への新任務付与：スマレUNMISS SRSG代行への説明結果概要）（第1329号），ほか」（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年6月12日付け情報公開第00455号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，本件対象文書の14枚目（以下「本件不開示部分」という。）の不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件不開示部分は，本件対象文書11枚目で作成者（在南スーダン紀谷昌彦大使）が説明するところによれば，「我が国UNMISS派遣部隊の活動及び11月15日に閣議決定された新任務（いわゆる「駆けつけ警護」，「宿営地共同防護」）付与について，当地で誤解に基づく報道がなされており，UNMISS広報部や政府高官にも誤解が見受けられる。派遣概要，平素の任務及び活動内容について正しい理解を促す必要があると思料し，UNMISS，当地政府，当地のメディア報道機関等を含む関係各署に対する説明資料を一案作成した。」ものである。

よって，本件不開示部分は，UNMISSや南スーダン政府とともに南スーダンのメディア報道機関等を対象として，あらかじめ公にすることを想定して作成されたものだといえる。

外務省は，本件不開示部分を「本省と在外公館との間でやりとりされた，我が国UNMISS派遣部隊の任務に関する検討途上の説明資料であり，

公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」ことを理由に、法5条5号および6号に該当するとして不開示と決定した。

しかしながら、「検討途上の説明資料」とはいえ、南スーダンのメディア報道機関等に対して公にすることを想定して作成された案文であり、作成者もすでに公になっている関連の法令や政府発表をもとに作成したことが推察される（自衛隊のUNMIS S派遣部隊の任務は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及びそれに基づいて策定された実施計画等に基づいて行われるため）ことから、本件不開示部分を公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは考えにくい。

よって、本件不開示部分の不開示決定を取り消し、開示するよう求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年1月13日付けで受理した審査請求人からの開示請求「平成28年12月1日～12月31日の期間に、在南スーダン大使館から本省に送られた公電のうち、南スーダンの政治・経済・外交および治安情勢、国連PKO、自衛隊に関係する文書全て」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の決定として1文書を特定し、部分開示とする決定を行い（平成29年3月14日付け情報公開第02662号）、更に、最終決定として21件の文書を特定し、すべてを一部開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、平成29年7月6日付けで、原処分で部分開示とした文書のうち、本件対象文書の14枚目（本件不開示部分）について原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「国連PKO（UNMIS S）派遣施設部隊への新任務付与：スマレUNMIS S SRSG代行への説明結果概要」（第1329号）、ほか」である。

3 不開示とした部分について

本件不開示部分は、本省と在外公館との間でやりとりされた、我が国UNMIS S派遣部隊の任務に関する検討途上の説明資料であり、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「『検討途上の説明資料』とはいえ、南スーダンのメディア報道機関等に対して公にすることを想定して作成された案文であり、作成者もすでに公になっている関連の法令や政府発表をもとに作成したことが推察される（中略）ことから、本件不開示部分を公にすることにより率直な意見の交換が損なわれるおそれや、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは考えにくい。」旨主張する。

しかしながら、本件不開示部分である在南スーダン大使館が作成した説明資料の素案は、政府内部の検討途上のものであり、同素案の中で使用されている用語や説明文の書きぶり等も、最終版におけるものとは異なっている部分が多い。そのため、本件不開示部分を公にした場合、最終版と比較することで案文の検討途上における政府内部の認識の変遷や議論の方向性等を推察されるおそれがあるほか、国民の間にも無用の誤解や混乱等を招くおそれもあり、将来同様な状況が生じた場合、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、国際平和協力等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年9月7日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月10日 | 審議 |
| ④ | 平成30年4月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国連PKO（UNMIS S派遣施設部隊への新任務付与：スマレUNMIS S SRSG代行への説明結果概要）（第1329号）、ほか」である。

審査請求人は本件対象文書の14枚目（本件不開示部分）の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分は法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件不開示部分は、我が国UNMIS S派遣施設部隊の活動内容に

関し、在外公館が作成した説明資料の素案である。

イ 当該素案は外務本省に送られた後、検討され、後日、最終版が作成された経緯がある。

- (2) 当審査会において、本件不開示部分及び当該説明資料の最終版を確認したところ、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、本件不開示部分は我が国UNMISS派遣施設部隊による任務の説明資料の素案であって、本件対象文書の11枚目には、在外公館が外務本省に当該素案の確認を求める趣旨の記載があること、また、当該説明資料の最終版は、本件不開示部分の記述に各種の修正が加えられていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、原処分時点においても、将来の同種の文書の作成に当たって政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久